

奈良県告示第百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があつた。

平成二十七年七月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

指定介護機関の名称又は氏名	指定介護機関の所在地又は住所	廃止した施設又は居宅サービスの種類	廃止年月日
医療法人坂口クリニック	桜井市大字桜井二〇三 ―五 山本ビル二階	訪問看護及び居 宅療養管理指導	平成二十二年二 月一日